

虐待防止マニュアル
(身体拘束における適正化を含む)

社会福祉法人 南桜会
令和4年4月

第一章 「障がい者虐待」の定義

1. 障がい者虐待とは

(1) 障がい者の定義

障がい者とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がいがあるものであって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障がい者基本法第2条第1号）としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

(2) 「障がい者虐待」の定義

障がい者虐待防止法では「養護者」「使用者」「障がい者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障がい者虐待」と定義しています。（第2条第2項）。

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等の事です。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主の為に行為をする者の事です。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者の事です。

2. 虐待行為と刑法

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ① 身体的虐待：刑法第199条「殺人罪」、第204条「傷害罪」、第208条「暴行罪」、第220条「逮捕監禁罪」
- ② 性的虐待：刑法第176条「強制わいせつ罪」、第177条「強姦罪」第178条「準強制わいせつ罪」「準強姦罪」
- ③ 心理的虐待：刑法第222条「脅迫罪」第223条「強要罪」第230条「名誉毀損罪」、第231条「侮辱罪」
- ④ 放棄・放置：刑法第218条「保護責任者遺棄罪」
- ⑤ 経済的虐待：刑法第235条「窃盗罪」第246条「詐欺罪」第249条「恐喝罪」第252条「横領罪」

3. 障がい者虐待の種類および具体的な例

区 分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束（柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与える事</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる ・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ゴミを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</p>
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいは騙す等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

第二章 障がい者虐待の防止

1. 障がい者虐待防止と対応のポイント

障がい者虐待の防止と対応の目的は、障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することです。虐待の発生予防から、虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障がい者の権利擁護を基本に置いた支援体制を構築することが必要です。

2. 運営規定への定めと職員への周知

障がい者福祉施設は、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」に従うことが義務付けられています。同基準においては、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、その従事者に対し研修を実施することに努めるよう定められています。

【運営規定の定めること】

- ・「虐待防止に関する責任者」の設置
- ・「成年後見制度の利用支援」
- ・「苦情解決体制の整備」
- ・「従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施」

設置者及び管理者は、施設の「運営規定」を作成し、上記の項目を定めます。そして自ら利用者の人権擁護の意識を高め、理念や倫理綱領などを明文化し、職員一人ひとりに周知・徹底させます。

3. 虐待防止の体制の整備

運営規定で定めた虐待防止の措置として、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備が求められます。

(1) 虐待防止責任者の設置

運営規定で定めた「虐待を防止するための措置」として施設長、管理者等を責任者として設置し、施設長が責任を持って虐待の未然防止に取り組みます。職員には機会ある毎に支援方針を確認し浸透させ、徹底させる役割を担います。また、職員に対してだけでなく、利用者の家族、外部の見学者等に対しても、重要事項説明書やホームページへの記載を通じて周知することが求められます。

(2) 虐待防止委員会の設置

施設利用者の人権を擁護し、虐待防止責任者の職務が円滑に執行できるよう、保護者や第三者委員など外部のチェック機能を持たせ、施設内での虐待防止のための虐待防止委員会を設置することにより、その取り組みの実行性を確保します。この委員会を組織的に機能させるために、各部門の責任者等現場での虐待防止のリーダーになる職員を配置します。

虐待防止委員会

委員長：施設長や管理者
委員：各部門責任者
利用者や家族の代表
第三者委員 等

【虐待防止委員会の主な役割】

- ・虐待防止と権利擁護に関する研修やマニュアル等の作成と実施
- ・「虐待防止チェックリスト」の実施及びモニタリングの実施
- ・虐待（不適切な事例を含む）発生後の検証と再発防止策の検討

（3）障がい者虐待防止マニュアルやチェックリストの整備

本マニュアルを用いて、職員の虐待防止に係る心構えや基本的知識の習得等を図ります。

また、施設利用者を支援する際に、いつのまにか人権を侵害していることがないか、冷静に振り返ってみる事が重要であり、人権を擁護できているかを客観的に自己評価するために、施設職員が自らの行動を定期的に自己点検する「虐待防止チェックリスト」を活用します。

4. 人権意識、知識や技術向上のための管理者・職員の研修

障がい者虐待の発生する要因として、人権意識の欠如、障がい特性への無理解、専門的知識の不足や支援技術の未熟、スーパーバイザーの不在等が挙げられています。そのため、人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があります。

(1) 研修計画の作成

研修の内容として、以下の五つの類型が考えられます。内部のみでなく市町村や関係団体が開催する研修等も積極的に参加しましょう

① 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や権利擁護の意識を高める研修
<ul style="list-style-type: none">・ 基本的な職業倫理・ 倫理綱領、行動規範、掲示物の周知・ 障がい者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解・ 障がい当事者や家族の想いを聞くための講演会・ 過去の虐待事件の事例を知る 等
② 職員のメンタルヘルスの研修
<ul style="list-style-type: none">・ ストレスをためない、なんでも話し合える職場づくり・ 話し合いを大切にした風通しの良い運営・ アンダーコントロール（アンダーマネージメント）
③ 障がい特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
<ul style="list-style-type: none">・ 障がいや精神的な疾患等の正しい理解・ 行動障がいの背景、理由を理解するアセスメントの技法・ 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）・ 身体拘束、行動制限の廃止・ 他の施設等の見学や経験交流 等
④ 事例検討
<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者のニーズをくみ取るための視点・ 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得・ 個別支援計画を活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担 等
⑤ 利用者や家族を対象にした研修
<ul style="list-style-type: none">・ 被害にあってしまった時の対処法・ 障がい者虐待防止法とその理解・ 成年後見人制度について

5. 虐待を防止するための日常的な取り組み

(1) 虐待防止のための具体的な環境整備

① 事故・ヒヤリハット事例の活用

利用者に被害を及ぼすことは無かったが、支援を行う過程でヒヤリとしたり、ハッとしたりした経験を有する事例（ヒヤリ・ハット）の情報を共有し、効果的な分析を行い、虐待の防止に役立てます。また、利用者がケガをして受診する等の事故が起きた場合には、法人本部並びに都道府県及び市町村に対して事故報告書を提出し、再発防止を心掛けましょう。

② 虐待防止チェックリストの活用

職員が自覚しながら施設や支援の実際を振り返るために、虐待の未然防止と早期発見・早期対応の観点からチェックリストを活用することが重要です。管理者用と職員用をそれぞれ活用し、特に管理者用のチェックリストは職員もチェックすると、双方の認識のズレも確認するこ

とができます。チェックリストは組織の課題を確認するものであり、特定の個人を追及したり批判したりするものではなく、職員間で共有し改善策を検討するための物です。

③ 苦情解決制度の利用

苦情への適切な対応は、利用者の満足度を高める事に加えて、虐待防止の対策の一つです。虐待に関する相談・苦情等に対応するために、苦情解決担当者及び責任者を定め、その体制の積極的な周知を図ります。

管理者は、施設を利用する障がい者の表情や様子に普段と違う気になるところがないか注意を払い、声を掛けて話を聞く等、本人や家族からの訴えを受け止める姿勢を持ち続ける事が求められます。また、利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先についても周知するとともに、日ごろから話しやすい雰囲気を持って接し、施設の対応についての疑問や苦情が寄せられた場合は話しを傾聴し、事実を確認することが虐待の早期発見につながります。

④ 第三者評価等、外部の目の活用

福祉サービス第三者評価は、施設が提供するサービスの質の公正、中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価を行い、その結果を公表するものです。この評価制度を二年に一度実施し、サービスの質の向上を図ります。外部から見て支援の実施状況が適切かどうか、虐待につながる可能性がある行為がないか、積極的に意見を聞き、必要に応じて改善につなげる事も有効です。

⑤ ボランティアや実習生の受け入れと地域との交流

多くの目で利用者を見守るような環境づくりは大切です。管理者はボランティアや実習生の受け入れ体制を整え、積極的に第三者が出入りできる環境づくりを進め、施設に対する感想や意見を聴くことにより、虐待の目に気づき、予防する機会が増える事につながります。

(2) 風通しの良い職場づくり

職員は、他の職員の不適切な対応に気づいたときは、上司に相談した上で、職員同士で指摘したり、どうしたら不適切な対応をしなくて済むようにできるか会議等で話し合って全職員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対策を心掛け、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげる事が大切となります。

そのため、支援にあたっての悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気づきも職員がオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しの良い環境を整備することが必要となります。

また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、人員配置等も含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。個々の職員の抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげる事で職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望まれます。

(3) 本部責任者による日常状的な支援場面等の把握

障がい者虐待を防止するためには、施設の取り組みに任せるだけでなく、本部責任者も定期的に現場に直接足を運び、支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておくことが重要です。日頃から、利用者や職員等とコ

コミュニケーションを深め、日々の取り組みの様子を聞きながら、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか、職員の配置は適切かなどに注意を払う必要があります。

第三章 虐待が疑われる事案があった場合の対応

1. 虐待発見時の通報の義務

【障がい者虐待防止法】

(障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に係る通報等)

第16条 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者は、その旨を市町村に届ける事ができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通報を妨げるものとして解釈してはならない。

4 障がい者福祉施設従事者等は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味しています。

また、障害者福祉施設等の管理者やサービス管理責任者等が、障害者福祉施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者も市町村に通報する義務が生じます。

この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することになるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応をすすめます。

2. 通報者の保護

障がい者福祉施設等の虐待を発見した職員が、直接市町村に通報した場合、通報した職員は、障がい者虐待防止法で以下のように保護されます。

【障がい者虐待防止法】

- ① 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げるものとして解釈してはならないこと
- ② 障がい者福祉施設従事者等は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。(通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考える事に合理性がない「過失」による場合は除く。)

こうした規定は、障がい者福祉施設等における障がい者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応するために設けられたものです。ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くとされています。障がい者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、法で規定されている「通報」したことになりません。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たす場合）、通報者に対する保護が規定されています。施設においては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、理解を進める事が必要です。

公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に専念させること、退職金の減給、没収等）の禁止

障がい者福祉施設の管理者や従事者等に対して、このような通報等を理由とする不利益な取り扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発することが必要です。

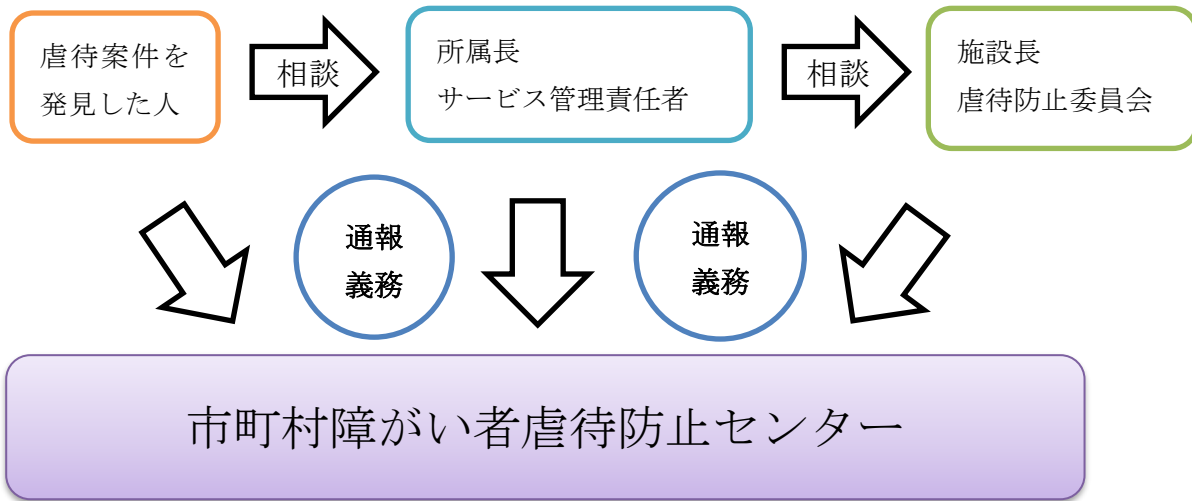
3. 市町村・都道府県による事実確認への協力

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報・届け出があった時は、市町村及び都道府県が、事実を確認するために障がい者やその家族、障がい者福祉施設等関係者からの聞き取りや、障がい者総合支援法第11条、社会福祉法第70条等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなります。そのため、調査に当たっては、聞き取りを受ける障がい者やその家族、施設関係者の話の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要となりますので、適切な場所を提供します。また勤務表や個別支援計画、記録等の提出が求められるので、これらに最大限協力します。

4. 通報・対応の手順

障がい者福祉施設従事者等は、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合の通報に当たっては、正確な内容を伝える事によって、事実確認が円滑に行われる事になります。

その際、虐待を受けたと思われる障がい者の名前や加害の従事者の名前のほか、虐待の日時、場所、虐待の内容、虐待の証拠となるものの保管場所など、できるだけ詳しい虐待の内容を伝えるようにしてください。（伝達の場合は、誰から聞いた情報であると伝える）



通報する場合のポイント

- ・虐待の事実を正確に伝えることで、市町村や県による事実確認が円滑に実施される。
- ・虐待の日時、場所、内容、証拠品など、できるだけ詳しく伝える。

通報者の保護

- ・通報したことを理由に解雇等の不利益取り扱いを受けない。
- ・虚偽の通報の場合は例外。

虐待の情報を得たものは、速やかに電話等により、第一報を市町村障がい者虐待防止センターに通報します。

- ・虐待に関する情報を得た従事者は、直ちに利用者への適切な配慮をしたうえで、管理者等に報告し、虐待防止委員会を開催し、速やかに必要な対応を実施します。

- ・管理者等は、通報の内容等を記録すると共に、情報を分析し、可能性がある場合は、速やかに通報等の記録と共に、市町村障がい者虐待防止センターに報告します。

管理者等は、市町村障がい者虐待防止センターへの報告だけでなく保護者等に連絡すると共に、かかりつけ医、看護師等による支援など利用者の安全・安心の確保のために必要な措置を講じます。

第四章 身体拘束に対する考え方

1. 身体拘束の廃止に向けた取り組み

利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為がある時や自分自身の顔面を強くたたき続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり、居室に隔離したりするなどの行動制限をすることがあります。このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。法では「正当な理由なく障がい者の身体を拘束する事」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化する事がさらに深刻な虐待事案の第一歩になってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障がいのある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束する場合であっても、その必要性を慎重に判断すると共に、その範囲は最小限にしなければなりません。また判断に当たっては適切な手続きを踏むと共に、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

2. 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離する。

3. やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「設備及び運営に関する基準」には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならないとされています。緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないとして身体拘束を行わないように、慎重に判断する事が求められます。

【やむを得ず身体拘束を行う3要件】

①切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行う事により本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要な程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。
------	--

②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態等に応じて最も制限少ない方法を選択する必要があります。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

【やむを得ず身体拘束を行うときの手順】

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援計画会議等で組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、虐待防止責任者等の職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、話し合いによって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底して行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消時期などを統一した方針のもとで決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分な説明をし、了解を得ることが必要となります。

③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

第五章 指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも法人内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。